

INFORMATION

市役所からのお知らせ



人口 16.4.1 現在
()内は前月比
人口 / 316,808人 (- 1,395)
男 / 150,732人 (- 848)
女 / 166,076人 (- 547)
3月分・出生 219人
・死亡 221人
・転入 2,515人
・転出 3,908人
世帯 / 126,294世帯 (- 465)



ごみ減量などの アイデア募集!

環境貯金箱作戦実施中!

市では、ごみを減らすためのアイデアや、節約したごみ処理経費(環境貯金)を、有効に市民のみなさんに還元できる事業のアイデアを募集しています。詳しくは環境企画課へ。

tel(863)6632

1 5月1日(土)・4日(火) 自動交付機を休止

市役所正面玄関と秋田駅市民サービスセンターにある住民票と印鑑登録証明書の自動交付機は、5月1日(土)から4日(火)まで、通信機器更新作業のため利用できません。ご注意ください。5月5日(水)は通常どおり利用できます。

2 住民票・印鑑登録証明書 市民サービスセンター で休日交付

秋田駅市民サービスセンターでは、あらかじめ平日に市民課または市民サービスセンターへ電話予約しておく、土・日、祝日に住民票、印鑑登録証明書を受け取れます。どうぞご利用ください。なお、5月3日(月)・4日(火)市民サービスセンターはお休みです。

電話予約・問い合わせ

市民課 ☎(866)2018

市民サービスセンター ☎(831)3737

3 軽自動車税の減免制度 をご利用ください

平成16年度軽自動車税の納税通知書は5月6日(木)に発送しますが、次のような車両に対しては減免制度があります。申請についてのご相談は、5月24日(月)までに市民税課へどうぞ。

身体障害者のかたが使用するために改造した車両
心身に障害をお持ちのかたが所有する車両(減免の対象は1人1台)
在宅介護(医療)に関する事業に専用する車両
減免申請の問い合わせ

市民税課 ☎(866)2054
自動車税・自動車取得税に関する問い合わせ 秋田地域振興局税務部
☎(860)3331

4 小規模修繕の受注希望業者の追加登録を受け付けます

市が発注する小規模修繕(50万円以下)の受注を希望する業者の登録を受け付けます。有効期間は、今年6月1日から平成17年5月31日まで。申請要領・用紙は、契約課(市役所3階)のほかホームページからも入手できます。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/fr/cn/>

なお、すでに小規模修繕の受注希望業者の登録を行っているかたは、申請

の必要がありません。

対象 市内に主たる事業所があるかた。個人、法人または建設業の許可の有無、経営規模、従業員数などは問いませんが、すでに平成15・16年度の建設工事、建設コンサルタントなどの業者登録を行っているかたは申請できません

受付期間 5月10日(月)から21日(金)までの平日、午前8時30分～午後5時
受付場所 契約課工事契約担当
☎(866)2165

5 飯島地区で住居表示 の現地調査を実施

今年10月1日に住居表示の実施を予定している飯島地区で、5月初旬から9月末まで現地調査を行います。対象者には、4月中にお知らせのチラシをお配りします。調査員がつかった際はご協力をお願いします。

調査対象地区 飯島字大崩・飯田水尻・田尻・田尻堰越・長野・長山下・南場掛・西袋・東上谷地の各一部
問い合わせ 自治振興課住居表示担当 ☎(866)2036

6 水道メーターの取り 替え作業にご協力を

水道局では、5月上旬から12月下旬まで、計量法の規定により一定期間を経過したメーターの取り替え作業を行

国民健康保険税(医療分)の 税率等が変わります

国民健康保険に加入しているみなさんが病
気やけがをしたとき、医療費の7割(前期高齢
者は8割または9割、3歳未満は8割)は、
国民健康保険が負担しています。この医療費
(保険給付費)は、加入者のみなさんが納める国
保税と国などの支出金などで賄われています。



70歳以上の国民健康保険加入者で、昭和7年10月1日
以降に生まれ、老人保健法医療受給者に該当しないか

保険給付費を支払うための 国保税が不足しています

高齢者の増加や失業などにより、国民健康保険の加
入者数は年々増加し続けています。また、平成14年10
月の医療制度改革で前期高齢者制度が新設されたこと
により、今まで老人保健で医療費を負担していたかた
について、75歳になるまで国民健康保険で負担するこ
とになったため、本市の保険給付費は大幅に増えるこ
とになります。

このような状況にあって、現行の税率等のままでは、
増加する保険給付費を支払うことが困難になります。

加入者のみなさんが安心して医療を受けられるよう
平成16年度分から下表のとおり税率等を改正すること
になりましたので、ご理解をお願いいたします。

税率等の改正点(医療分)

	改正前	改正後	増率(額)分
所得割額(前年の所得に応じて計算)	8.80%	9.75%	0.95%
均等割額(1人あたり)	21,430円	25,260円	3,830円
平等割額(1世帯あたり)	32,810円	34,140円	1,330円

介護分の税率等については、変更ありません

今回の改正により、平成16年度の国民健康保険税
は、年額で1人あたり平均6,882円、1世帯あたり平
均12,156円の増額となります。

計算例

世帯主(65歳)の年金受給額が年間200万円で、
夫婦2人暮らしの場合

[2,000,000円 - 1,400,000円 - 330,000円] × 9.75%	
(収入) (所得控除) (基礎控除) (税率)	所得割額
= 26,325円	-----
25,260円 × 2人 = 50,520円	----- 均等割額
(均等割額)	
34,140円	----- 平等割額

+ + = 110,900円	--合計(年税額)
(100円未満切り捨て)	

問い合わせ 国保年金課賦課担当tel(866)2099



不在者投票が簡単に！

期日前投票が始まります

今までの不在者投票は、投票用紙を
封筒に入れ、その封筒に署名してから
投票していましたが、次の選挙から投
票日前でも投票日と同じように投票で
きる「期日前投票制度」が始まるため、
投票用紙を直接投票箱に入れることが
できるようになります。投票の受付は、
告示日の翌日からとなり、告示日の当
日は投票できませんのでご注意ください
い。

なお、病院や福祉施設などでの不在

者投票は、今までどおり、投票用紙を
封筒に入れる投票となります。

郵便などによる不在者投票の 対象者が広がります

郵便などによる不在者投票ができる
対象は、今まで、身体障害者手帳また
は戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障
害のあるかたに限られていましたが、
新たに「介護保険法上の要介護者で要
介護5のかた」と「身体障害者手帳をお
持ちで、免疫の障害1級・3級のかた」
が対象に加われました。対象となる障
害の程度については市選挙管理委員会

へお問い合わせください。

郵便などによる不在者投票に 代理記載制度ができました

郵便などによる不在者投票は、自分
で投票用紙に書くことが原則ですが、
障害などの理由で、郵便などによる不
在者投票ができる要件を満たし、なお
かつ上肢または視覚障害1級のかたに
限り、代理人に投票用紙に書いてもら
うことができるようになりました。代
理記載人を定め、あらかじめ届け出が
必要ですので、市選挙管理委員会へご
相談ください。

問い合わせ

秋田市選挙管理委員会☎(866)2260

7

きれいな水と空気はきれいな森から 不法投棄はダメ！

食べ物の袋やペットボトルなど、ご
みは必ず持ち帰りましょう。テレビや
家具などを山に捨てると罪になりま
す。監視も強化しています。

林務課☎(866)2117

います。対象となるご家庭に、身分証
明書を携帯した指定工事業者がうかが
いますので、ご協力をお願いします。
問い合わせ 水道局営業課
☎(864)7565